

品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金交付要綱

制定 令和 7 年 7 月 8 日 区長決定 要綱第 1 7 0 号
改正 令和 8 年 7 月 2 4 日 区長決定 要綱第 1 9 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童の性被害防止対策に係る設備等支援を実施する保育所等を設置している者（以下「設置者」という。）に対し、その支援に要する費用の一部を補助することにより、保育所等の性被害防止対策の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、国、都道府県および市区町村以外の者が設置する、品川区の区域内に所在する次に掲げる施設または事業（以下「補助対象施設・事業」という。）の運営を行う設置者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項の規定による認可を受けた同法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所
 - (2) 児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による認可を受けた同法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業
 - (3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成 1 3 年 5 月 7 日 1 2 福子推第 1 1 5 7 号）2（1）に規定する東京都認証保育所
 - (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 3 条第 1 項または第 3 項の規定による認定を受けた認定こども園
 - (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園
 - (6) 児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による認可を受けた同法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
 - (7) 児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による届出をした認可外保育施設（同法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する居宅訪問型保育事業を行うものを除く。）
 - (8) 私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人または学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）附則第 6 条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第 1 条の幼稚園
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）
- 3 品川区長（以下「区長」という。）は、次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。
- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したものまたは違反した者が設置するもの
 - (2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものもしくは改善の見込みがないものまたは改善しない者もしくは改善の見込みがない者が設置するもの
- （補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育所等における児童の性被害防止対策に資する設備等（カメラ、パーティション、簡易扉等）の購入および設置または更新に要する費用とする。

（補助金の交付額）

- 第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付するものとする。
- 2 前項の補助基準額は、1施設（事業所）当たり10万円とし、補助率は4分の3とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める期日までに、品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費として購入した設備のカタログ、図面等
 - (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの
- 2 過去に第6条に基づく交付の決定を受け、補助金の交付を受けた補助対象施設・事業においては、第13条に基づく確定の日の属する年度が終了してから10年経過後に再度補助金の交付申請をすることができる。
- （交付の決定等）

第6条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、区長に対し、品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金請求書（第4号様式）により、速やかに補助金の支払を請求するものとする。
（補助金の交付）

第8条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査した上、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該請求を行った補助事業者に支払うものとする。
（事情変更による決定の取消し等）

第9条 区長は、第6条の規定による補助金の交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金交付決定取消・変更通知書（第5号様式）により、当該補助事業者速やかに通知しなければならない
（承認事項）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

（遂行命令および遂行の一時停止命令）

第11条 区長は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは第10条の規定により補助事業の取消しまたは変更の承認を受けたときは、別に定める期日までに、品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金実績報告書（第6号様式）により区長に報告するものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

（是正のための措置）

第14条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（決定の取消し）

第15条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この交付決定の内容もしくはこれに付した条件またはその他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた者が第2条第2項に該当するとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合における補助事業者への通知については、第9条第2項の規定を準用する。

（補助金の返還）

第16条 補助事業者は、区長が第9条第1項または前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

2 区長は、第13条の規定により設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金）

第17条 補助事業者は、第15条の規定により補助金の交付決定の全部また

は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第18条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者が納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第19条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（書類の保存）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、当該会計帳簿その他の関係書類を当該補助事業の属する会計年度の終了後5年間整理保存するものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第21条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区児童の性被害防止対策設備等支援費補助金消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに区長に報告するものとする。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。
- 3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則（令和8年7月24日改正要綱第191号）

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。